

お取引先様各位

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が開始いたしました。

この制度では税務署長に申請し、登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。まずは、弊社の登録が完了しておりますので、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をお知らせいたします。

記

1. 弊社適格請求書発行事業者登録番号（13桁）

三和都市開発株式会社 T5-1200-0100-5394

2. 本件に関する問い合わせ先

担当：柘田（ますだ）

メールアドレス：masuda@sanwa-tk.com

*件名を「インボイス制度に関する問い合わせ」として送信ください。